2010



聡

## 遺伝子操作

# 1 遺伝子操作と新しい倫理問題

子操作が行なわれている。実用化されているものだけでも、 のみを破壊した実験用のノックアウトマウスなど、すでに枚挙することが困難である。 の他の有用物質の大量生産、害虫に対する耐性をそなえた遺伝子組み換え作物の栽培、特定の遺伝子 ここで言う遺伝子操作は、直接に生物細胞のDNAを操作する技術を指す。現在すでに多彩な遺伝 細菌の遺伝子操作によるインシュリンそ

## ★体細胞系列の遺伝子治療

に用 テロ ールル 九 いられたのはADA欠損症と呼ばれる代謝異常だったが、その後嚢胞性繊維症や家族性高 九〇年代からは、 血症など、さまざまな疾病に対し臨床実験が行なわれている。これらの遺伝子治療は、 人間 の治療にも遺伝子操作を用いた臨床実験が行なわれている。 最初に臨床 疾病 レス

の治療を目的として、遺伝子や標的となる遺伝子を導入した細胞を体内に投与することによって行な

膨大な数の細胞でできているため、望んだ遺伝子を目標の臓器に正しく送りこみ、適切に機能させる われる。このような遺伝子治療は、すでに成長した身体の体細胞に対して施されるため、「体細胞系 体細胞系列の遺伝子治療は、 の遺伝子治療と呼ばれる。 すべての体の細胞の遺伝子を入れ換えるわけではない。 人体や臓器は

のは非常に難しい。また遺伝子を運びこむためにウイルス等を使うため、予期せぬ副作用も起こり

## ★生殖細胞系列の遺伝子治療

胞が同じ遺伝子を受け継ぐことになるため、体細胞系列の遺伝子操作のような膨大な数の細胞を操作 ことが可能であれば、生まれつき遺伝的な問題のない子どもを作ることが可能かもしれない。いった ん生殖細胞や胚の段階で特定の遺伝子を操作することができたなら、そこから発生するすべての体細 方全く別のタイプの遺伝子治療も考えられている。 もし生殖細胞や胚の段階で遺伝子を操作する 遺伝子操作

操作して作りだされてい 伝子治療と呼ば するという困難な問題が生じないのである。このようなタイプの遺伝子治療は「生殖細胞系列」の遺 れる。 実際に実用化されている遺伝子組み換え作物や動物の多くは、 る。 この技術を使えば、 深刻な遺伝病を持った親が健康な子どもを生むこと 生殖 細胞や 胘 を

が 作は本人ではなく新しく生まれてくる子どもに対する処置である。以下ではこの二つを区別して論じ 可能に 体 細胞系列 なるかもしれ の遺伝子操作は疾病を負っている本人に対する治療であるが、生殖細胞系列 な 13 0 遺伝子操

### \* 遺伝子操作はどこまで許されるか

なければならない

先に述べたように、遺伝子治療はいまだ困難な技術的な問題を抱えている。さまざまな病気の遺伝 遺伝子治療は他の治療方法と質的に違った倫理的問題を引き起こすだろうか。

術も十分には確立されていない。 的 十分なインフォ な医療技術にはつきものと言えるものであり、これまでの治療方法と質的に特に異 1 ムド コンセントの必要性など多くの問題がある。 また副作用の心配もある。このように遺伝子治療には しかしこのような問 なっ 有 |効性、 た倫 題 には先 危険 理 的

や発病のメカニズムは十分に解明されていないし、狙った染色体に特定の遺伝子を正確に挿入する技

る指針」が出されており、 題を引き起こすとは思われていない。 体細胞系列の遺伝子治療研究について、(1) 疾病が重篤であり、 平成十四年に厚生労働省による「遺伝子治療臨床研 究に関す  $\widehat{2}$ 

遺

同意がなされていること、そして(6)公衆衛生上の安全が確保されていること、 を十分上回ること、また、(4)その臨床研究が有効かつ安全で、(5)適切な説明に基づく被験者 のもとでの実施が求められている。 伝子治療が他の方法より優れており、(3)被験者にとって臨床研究によって得られる利益が不利益 などの厳しい条件

臨床研究及び人の生殖細胞又は胚の遺伝的改変をもたらすおそれのある遺伝子治療臨床研究は、行な の操作は、新しく生まれてくる子どもの遺伝的性質を変えようとするものであり、 おそらくその子どもの子孫にも伝えられることになる。ここから、 ってはならないものとする」として、生殖細胞系列の遺伝子操作を明確に禁じている。生殖細胞系列 しかしこの厚生労働省の指針では「人の生殖細胞又は胚……の遺伝的改変を目的とした遺伝子治療 従来の医療措置とは質的に全く違 またその遺伝子は

ない。またこのような病気に関わる遺伝子の除去を目指す「消極的」遺伝子工学に加え、まだふつう の人びとが持っていない性質を与える「積極的」遺伝子操作の可能性もある。 など生活習慣病 ざまな疾病の原因となる遺伝子が特定されていけば、重篤な遺伝病の治療だけでなく、ガンや糖尿病 った新しい倫理的問題があるだろうと指摘されているからである。 方で生殖細胞系列の遺伝子操作は全く新しい医療技術を切り開くと期待されてもいる。 の危険因子となっている遺伝子を除去し、 発症の予防に用いることができるかもしれ たとえばH IVやマラ 今後さま

可能になるかもしれない。さらには有害な化学物質に対する抵抗力を持たせる、老化を遅らせるとい リアなど現在大きな脅威となっている感染症への耐性を、新しく生まれてくる子どもに与えることが

的に望ましいとされる性格特性など、生活をより幸福で快適で有意義なものにすると思われる性質を しい容貌、高い身長、スポーツに向いた筋肉、高いIQ、芸術的な才能、協調性や寛容さなどの社会 るとすれば、それを越えて、さらに「改良」へ進むことに魅力を感じる人びとも出てくるだろう。美 さらにもしこのような「治療」や「予防」という形で生まれてくる子どもを保護することが許され

ったことも可能になるかもしれない。

に対応して新しい倫理的な問題が生じつつあるように見える。 このような想定はまだまだSF的ではあるが、たしかにここには新しい可能性があり、そしてそれ

子どもたちに与えることに魅力を感じる人びともいるだろう。

2 功利主義とリベラリズム

★ 功利主義

て人びとの幸福を最大化する行為や制度を正しいものとする。したがって非常に単純に考えれば、も

では、このような遺伝子操作を功利主義的な観点から見るとどうだろうか。功利主義は、

えるということになる。そして現在試されている体細胞系列の遺伝子治療に関してはその見込みは十 せる場合には社会的に許容されるべきであるし、また場合によっては積極的に推奨されることもあり しその遺伝子治療が、効用と損失や危険とを十分に考慮した上で、全体として人びとの幸福を増大さ

分にありそうに見える。

化の見込みが立っていないし、まだ予測されない影響や危害などがありえることを考慮すれば、 あるならば許容あるいは推奨されるということになる。もちろん現状ではこのような技術は全く実用 術が、効用と害とを慎重に比較衡量した結果、全体として人びとの幸福を増大させる見込みが十分に それでは、生殖細胞系列の遺伝子操作についてはどうだろうか。もちろんこの場合も、もしこの技

らの技術が現在の段階で積極的に推奨されることはありえない。

実現させようとすることになるのだろうか。たしかにこのような世界にはわれわれは嫌悪を感じる。 央政府が人びとの幸福のためと称して人びとを人工的に設計しコントロールする悪夢のような社会を うか。とすれば功利主義は、まさにオルダス・ハクスレーの小説『すばらしい新世界』のように、中 定してみることにしよう。この場合、功利主義者はこれらの技術の開発を推奨することになるのだろ しかしここでは議論のために、仮に生殖細胞系列の技術が近い将来に実現される見込みがあると想

#### ★リベラリズム

危害を及ぼさない限り、自分の責任において自己決定する権利を持つとされる。このようなリベラリ 現在、先進諸国で強い影響力を持っているリベラリズムによれば、 方で、われわれは一見して遺伝子への介入を許容すると思われる直観や社会風潮も持っている。 判断能力のある成人なら、他人に

ズムの理論的根拠はさまざまだが、近年のリベラリズムの強力な擁護者として知られるJ・ロールズ、

個

R・ノージック、R・ドゥウォーキンらによれば、 教育や食事などと同じように許容されるべきだということになるのではないだろうかと考える人びと ならば禁止することはできないと考えられる。遺伝子への介入は、親が自分の子どもに与える特別な 問題に対する答は個人によって異なっているので、 や資金を投資し、また望ましい子どもの性質を選ぶことは、それが他人に危害を与えるものでないの 発想があるとされる。このような社会の干渉を制限する立場からすれば、子どもの利益のために労力 一般にどのような生が「善き生」であるかという 国家は価値中立を保ち干渉を控えるべきだという

## ★ 功利主義とリベラリズムの関係

いるだろう。

る。ミルのこのような自由と個性の擁護は、徹底的に功利主義的に行なわれる。 があることに注意しておきたい。J・S・ミルもまた名著『自由論』にお に立つ論者たちであるが、ここで功利主義とリベラルな個人主義との間にも非常に密接な理論 右に挙げたロールズ、ノージック、ドゥオーキンらはそれぞれの立場から功利主義と対立する立場 当事者個人の自発性に基づく行為について、社会はそれに干渉するべきではないとしてい いて、 他人に危害を加えな 的 関係

幸福に寄与するかを最もよく知っているのはその当人自身であり、 た方がよい ミルによればその根拠は、(1) 或る人の幸福に最も関心を寄せており、 (2) われわれが幸福になるため 何がその

人の自発的な行為に社会が干渉することはたいていの場合不当であり、個人の自由な選択に任せ

には、それぞれの個性に応じて自由に発展しなければならず、(3)より発展した人間が多ければそ れだけ人類社会が幸福になり、発展した人は他の人びとにも有益な影響を及ぼすことになるという三

ミルは次のように言う。

人間 要するに、第一義的に他人に関係しない事がらにおいては、個性が自己を主張することが望まし り自 すものが、欠けていることになるのである。 試みるのが適当と思う人があれば実際にやってみてその価値を明らかにすること、が有益である。 い。その人自身の性格ではなくて他の人々の伝統や慣習が行為の規則となっているところでは 人類が不完全であるかぎりは、……さまざまな生活の実験があること、他人への危害がないかぎ の幸福の主要な構成要素の一つであり、 由な活動の場が多種多様な性格に対して与えられること、また、さまざまな生活様式をもし かつ個人的社会的進歩のまさに第一の構成要素をな 「ベンサム、ミル 一九七九、二七九頁

そしてミルのこのような主張は、次のような人間観に基づいている。

人間 ている機械ではない。それは一本の樹木であり、それ自身を生命あるものとしている内面 の本性は、 ひな形にならって組み立てられ、 自己に定められた仕事だけをするように作られ の力の

ないのは当然である。

趨勢にしたがって、あらゆる側面にわたってみずから成長し発展することを求めているものなの [ベンサム、ミル 一九七九、二八三頁

おり、また医療におけるインフォームド・コンセントの必要性の理論的根拠ともなっている。 各個人が自発的に行なう多様な「生活の実験」が、長い目で全体として見るならば当人にも社会にと っても望ましいとするミルの主張は、現在のリベラルな個人主義の立場の理論的基盤の一つとなって

であるということになるだろう。 細胞系列の遺伝子治療は、 流 の功利主義をとるにしても他の根拠に基づくリベラリズムをとるにしても、本人に対する体 十分なインフォームド・コンセントが適切に行なわれる限り許されるべき

# ★子どもの「生活の実験」を親が行なうことは許されるか

「人生の実験」を親が行なうことは許されるべきなのだろうか。

それでは、これから生まれる子どもに対して親が遺伝子操作を行なってもよいのだろうか。子ども

この問題には単純に答えることはできない。ミルはもちろん他人に対する危害は「人々の積極的干

る」とする。もし親が子どもに危害を加えようとしているのなら、それに社会が干渉しなければなら 渉によって抑制されてよいし、またより重要ないくつかの場合には抑制されることが絶対に必要であ

人生設計を行ない、自分自身の幸福を追求するためには、一定の教育が何としても必要だからである。 いたとしても、子どもに最低限の教育を受けさせる制度に賛成するだろう。われわれが自分で自分の に達するかもしれない。おそらく功利主義者の多くは、親がどのような思想やライフプランを持って この立場をとる場合、子どもの養育については、一定程度は政府が干渉するべきであるという結論 しかし、子どもに対する養育を政府などが画一的に管理するべきだということにはならないだろう。

芸術やスポーツなど、人生を豊かにし成功をおさめるためには幼少期からの教育を必要とするものは く知っている。したがってどのように子どもを養育するかの大部分をその親に任せておく方が、全体 バーできるわけではない。ほとんどの親は子どもの幸福に非常に強い関心を持ち、子どものことをよ 多い。しかしそのような養育の可能性はあまりにも多様であり、何もかもを画一的な教育によってカ

が高いだろうということになりそうに見える。 の規制を課した上で、或る程度は親の裁量に任せるという形が全体として幸福を増大させる見込み すると功利主義的の立場から単純に見れば、遺伝子操作に関しても、子どもの幸福を保証する最低

としては子どもたちの幸福につながることになる。

# 3 遺伝子操作への一般的な反論

それでは、このような生殖細胞系列の遺伝子への介入を許容する議論に対して、反対意見はどのよ

か。まずはよくある反対意見を簡単に見てみたい。

うなものがありうるだろうか。そしてそれらの反論は功利主義にとってどのような意味を持つだろう

#### ★ 安全性の問題

果が疑われる遺伝子操作は決して試みるべきではないという主張のほぼ決定的な論拠となる。しかし るので、実際的にはこの安全性の問題だけで人間に対する遺伝子治療には慎重でなければならず、 を厳しく禁止する理由になる。効用とリスクは功利主義ならば当然考慮に入れねばならない要因であ のような不確実さと危険はもちろん重視されねばならず、安全性が十分に保証されるまで遺伝子操作 生殖細胞系列の遺伝子操作には長期的に見てどのような危険があるかは推測することさえ難しい。こ 先にも述べたように、体細胞系列の遺伝子治療においてもいまだ安全性は十分保証されておらず、 効

# ★「神を演じる」ことになることへの嫌悪

ここでは議論のために、或る程度の安全性が見込めるという想定を重ねることにしよう。

設計したということに加え、さらに多くの不確かな仮定(神だけがわれわれの遺伝的性質を決めるこ いては、もはや詳述は不要に思われる。このような主張をするためには、神が存在し神がこの世界を 以前よく議論された「遺伝子操作は神を演じることになるから禁じられるべきだ」とする見解につ

とができる(べきだ)、神はすでに十分に満足のいく仕事をしている、神の意志は自然界に反映され

ているので、自然界の秩序はいかなる意味でも乱すべきではない、など)が必要になる。

らない。 遺伝子操作が「不自然」だとしても、なぜ「不自然」なことが避けられるべきかが明確にされ に、「遺伝子操作は不自然だ」という議論についても多くを語る必要はないだろう。 われわれは医療や社会制度によってすでに「神が作った」秩序からも「自然」からも離れて もし仮に ね

#### \* 人間の尊厳の毀損

しまってい

らかにできたとしても、なぜ、人間の遺伝子に手を加えることが人間の尊厳を毀損することになるの だけでは「人間の尊厳は犯すべきではない」は単なる同語反復でしかない。また「尊厳」の内実を明 曖昧で、より明確にする必要がある。通常「尊厳」は「尊く犯しがたいこと」を指すわけだが、これ ら不正であるという主張がある。しばしば指摘されているように、この「尊厳」という概念は非常に かを明白にしなければならない。これが言えるのは、おそらく人間の尊厳の根拠がその遺伝的組成に 生まれてくる子どもの遺伝子に何らかの操作を行なうことは、「人間の尊厳」を冒すことになるか

されてきたのが、ドイツの哲学者カントの見解である。一般的な解釈によれば、カントは相対的な価 として使われてはならないことを含意するとされている。この文脈において、しばしばひきあいに出 「人間の尊厳」は通常の用法では、人間が代替不可能な価値を持ち、別の目的のための単なる手段

あるということが言えるときのみである。

ばな

\$

どのような遺伝子操作によって生まれた人間であろうが、いったん生まれ成長したならば、その人を 利主義も他のリベラリズムも、自律する個人の意志を尊重することを求めるはずである。したがって 主張と人間特有の遺伝子や遺伝的組成はほとんど関係がないように思われる。当然のことながら、 よって自律 値すなわち価格を持つ物件と、絶対的で交換不可能な「尊厳」を持つ人格とを区別した。単なる価格 しか持たない物件と違い、 (自己決定、自己服従) することができるからだとされる。しかしこのようなカント的な 人間あるいは人格が尊厳を持つとされるのは、それが独自の理性的 能 力に 功

### ★子どもの心理的負担

虐待したり奴隷にしたりすることが認められるはずがない。

えられる。 安や心理的負担に悩むことになるだろうという議論がある。この議論にはいくつかのバージョンが考 生殖系列の遺伝子操作によって生まれた子どもは、重いアイデンティティ・クライシスから来る不

間 イデンティティが曖昧になってしまうという議論である。 のものではなかった遺伝子や、完全に人工的な遺伝子を持つことになり、人間としての遺伝的なア 第一に、遺伝子操作によって生まれた子どもは、両親以外の第三者の遺伝子、 あるいはそれまで人

この議論が厳密には何を意味しているのかを把握するのは難しい。というのも通常の生殖に 一定の遺伝子の欠損や変異はあると考えられるからである。しかしここでは、遺伝的なアイデン おいて

ティティが不明瞭になってしまうことから実際に何らかの心理的な葛藤が生じると想定してみよう。 たしかに自分の遺伝的アイデンティティを知りたいという欲求は、われわれの多くが抱く欲求のよ

うだ。しかしこの欲求が満たされないが、他の点ではまずまずの人生を送る人は、非常に不幸な人生と

い。しかしそのような人生はひどく悪いものかと考えれば、おそらく答えは否定的だろうと思われる。 の人びとは、自分の遺伝的アイデンティティについての正確な知識を持たずに生きているかもしれな 言えるだろうか。これを主張するのは難しいと思われる。また実際のところ、われわれのうちの一 部

とは全く異なったライフプランを持つようになるかもしれない。しかし、このようなことは遺伝子操 えがたい負担となることもある。子どもは親の期待を自発的に受け入れるかもしれないが、 るだろうという議論がある。親の子どもに対する期待は、本人の性質に合わない場合にはしばしば耐 親 の期待

第二に、特に「改良」された子どもは、親の期待を背負わされることになるため、それを負担にす

作特有の問題ではなく、われわれの現在の社会で頻繁に見られる摩擦であると思われる。

理的負担も考えられるかもしれない。しかしこれが、これまでにも存在している他のさまざまな「特 別な生まれ」 最後に、単に他の人びとと違った特別な仕方で生みだされたということ、そのことだけに対する心 の問 題 人工受精、代理母、離婚家庭、外国人家庭その他 と本質的な違いがある

慮を払わねばならない。しかし、こうした子ども本人の心理的負担の問題がどの程度重大なものであ 功利主義者は、このようなさまざまな理由から生じる子どもの心理的苦痛について、当然

と主張するのは難しそうに見える。

がこのような政策を是認することは考えにくい。

## ★優生学につながるという懸念

また遺伝子操作による心理的負担が特別な種類のものであるかどうかは明確ではない。

しかしそれが「優生学」であるというだけでは、有効な反論にならない。 伝子治療や改良は、人びとの選別を行なうことになるので「優生学」につながると指摘される。 なぜ優生学は道徳的に望ま

幸福が蹂躙され、生命が奪われたからである。功利主義だけでなく、個人を尊重するリベラリズム 殺までを行なってきた。このような政策が邪悪であるのは、もちろん多くの人びとの権利が侵害され、 を持つ人間に対して結婚の制限、 ましい」とされる遺伝的性質の人間の積極的生殖を奨励する一方で、「望ましくない」とされる性質 策が、人びとに非常に悲惨な影響をもたらした。巨大な権力を持つ国家が、「科学」の名の下に、「望 その答えは明白である。二十世紀にはナチスドイツだけでなく、日本や欧米諸国でも各種の優生政 強制的な避妊、中絶、断種などの処置をとり、さらには組織的な虐

てなされるということである。各個人が自由に子どもの遺伝的性質を選択するのであれば、 る点がある。 ところが現在議論されている遺伝子治療・改良には、このような過去の優生学とは大きく異なって それは人びとの選別が、 国家の政策によるものではなく、 個々人の自発的な選択によ 過去の

優生学のような大規模で重大な権利の侵害は起こりにくく、また人びとの多様性を失わせることはな

なタイプの「優生学」が、最近「新優生学」あるいは「リベラル優生学」と呼ばれ多くの論者の警戒 場からすれば、このような「優生学」に制限を加えることは困難だろうと指摘されている。このよう いだろうとされる。そして個人の選択を尊重し、国家による干渉を控えるべきだとするリベラルな立

の対象となっている。

を与えたりする場合は、社会が親の選択に介入し、子どもを保護することが十分正当化されると考え 注意しておく必要がある。功利主義者ならば、親の選択があまりにも危険であったり、子どもに危害 を擁護するかもしれない。むしろそれが人びとの幸福につながるのであれば、望ましくない形質の ただしいかなる功利主義者も、親の「自己決定権」を無条件に承認するという態度はとらないことに 「消極的」排除だけでなく、望ましい形質を「積極的」に導入することにも賛成するかもしれない。 たしかに他の種のリベラリストとともに、或る種の功利主義者はこのような新しいタイプの優生学

### 4 設計的態度

るだろう。

## ★「設計的態度」への不安

行なおうとする親や社会の態度そのものに倫理的な問題があるとする立場である。生殖細胞系列への さてこのような「リベラル優生学」に対する最近の議論で注目されるのは、そもそも遺伝子操作を

的 が 帰 利主義は人びとが幸福に生きることができる社会の設計を目指しているという意味で、根本的に設計 計的態度の実際の帰結とは独立に受け入れられるべきものだと示されるならば、つまり、 そしてこのような「設計的態度」こそが批判されるべきだとされる。もしこのような批判が、その設 な思想だからである。したがってここで若干慎重に検討してみたい。 :不正なのだと示されるならば、これは功利主義にとって大きな理論的問題になる。というのも、功 芸が良いものであろうと悪いものであろうと、子どもの遺伝的性質を設計するという態度そのもの 設計による

たとえばドイツの哲学者ハーバーマスは、遺伝子操作に対する倫理的な懐疑を次のように主張する。

遺伝子操作は、新しく生まれてくる子どもたちを計画し設計しようとしていると見ることができる。

して、自己理解を訂正し、自己の初期状態に対して生産的な答えを見出すといったことができな に自己のものとして認め、 出 相 からである 口はない。というのも、 互理解のプロセスに組み込むようなコミュニケーション的空間の余地が開かれていない。…… 伝子工学的な介入をした場合には、計画された子どもに第二人称として語りかけ、その子供を 者による遺伝子工学的な意図を持った固定化に対しては、それと喧嘩し、 自らの意志で連続性を作りながら、 ……自然に生まれた人格のように、 [ハーバーマス 二〇〇四、一〇五-一〇六頁、強調は原文] 自らの才能 自分のライフヒストリーを批判的 (あるいは障害) 対決したところで、 に対

ーバーマスにとって問題なのは、親と子の関係は相互に影響しあうものであるべきなのに、遺伝子

操作によって親が子どもに対して一方的な影響力を持ってしまう点にある。

キ」として働いているとしたら、先端医療技術はこれを解除する力として機能するのではないか」と え去ることはない」としている。そして「あるがままの子を受け入れ、その子とともに生きていくと ル りあい〉を創りあげようという企て」がそれに続き、「一方が他者の存在発生の段階に「コント 列への遺伝子増強とは決定的な違いがある」という。生殖細胞系列への介入では、「まだ見ぬ他者 を認め、 と見ることができることも認める。しかしこのような従来からある選択は、「相手の存在固 もの特別な教育や習い事に投資することは、親が望ましいと考える生の「質」の改変を意図している スだけでなく、友人や生活パートナーなど人間もまた選別の対象にしていることを認める。 いう「存在受容」の心性が、自己の願望や欲望のあくなき追求に対する「自己抑制」や「欲望ブレー (生み出される子)への「コントロール可能性」がその出発点に据えられ、 可能な対象」という刻印を押したという事実、そして自他の「質」をめぐる絶対的な非対称性が消 「内でもこのラインの議論は少なくない。たとえば霜田求 [二〇〇三] はわれわれがモノやサービ 両者の相互作用が織りなす自他の〈関わりあい〉を受容した上でのことであり、 自らの意に適った 生殖細胞系 また子ど 有 〈関わ 価 1

に自分の子どもを改造する親を想像している。金森はこのような事例に、われわれの多くは「違和感 また金森修は、子どもを哲学的天才にするために対人関係に問題をもたらす可能性がある遺伝子型 う。

は、 れのこのような直観はよい直観なのだろうか、本当に支持するに値するようなものだろうかを問うの れの直観と情緒に強く訴えかける力を持っている。しかし第一章で説明しているように、功利主義者 最初から軌道づけすることは良くないことだと考えられるから」だとする [金森 二〇〇五、二五四頁]。 るかどうか分からないから、というよりは、仮にそれによって天才になったとしても、そんなことを 誘導する狭さと特異性を与えるからだ」とし、また「それは、そんなことをしても本当に天才になれ を感じるはずだ」とする。そしてその違和感の根拠は、「子どもの経験的可能性を或る特定の未来に このように、子どもの性質を選択し設計しようとすることには強い抵抗があり、またそれはわれわ われわれの直観に強く訴えかけるというだけでは十分な論拠であるとは認めない。むしろわ れわ

## \* 設計的態度についての功利主義からの分析

つの可能な解釈は、子どもの遺伝子を操作することが、子どもの将来の大部分を「設計」しつく

まずこのような「設計的態度」に対する不安や反発の内実はどのようなものなのかを検討してみよ

し決定してしまうという誤った理解に基づくものだとするものだろう。先の引用のハーバーマスの 遺伝子による固定化」といった理解は、一部このような誤った理解を含んでいる疑いがある。そも

そも遺伝子をどのように操作したところで、環境的な要因を全く排除することはできない。どのよう

を失なわせるような操作にはもちろん断固として反対する理由がある。 福の根本的要因が欠けている。ミル流の功利主義には、このような発展する存在としての人間の本性 に自由に生活の中で実験してゆくほかに知りようがなく、そのような変化と発展を欠いた生活には幸 行なうなら話は別だが、そうでないとすれば、本人のライフプランがどのようなものになるかは実際 発性を全く損なうような操作 から発展し成長し変化しつづける存在である。もしそのような発展や成長のために必要な自律性や自 の産物である。そしてミルが言うように、われわれはひな形にならって作られる機械ではなく、みず ――おそらく、精神的な能力のほとんどを削ぎ落とすような操作

は、「設計」という概念に結びつけて、保守的な道徳観に基づく単なる直観的な反発をふりまわして いるにすぎないのだ、とされることになるかもしれない 反発の「神」や「尊厳」抜きのバージョンでしかないというものだろう。この場合、 第二の解釈は、このような批判は先に挙げた「神を演じる」こと、「人間の尊厳を冒す」ことへの このような批判

界の中で偶然に出会う人びとや出来事を通して発展していく必要があることそのものを認めるだろう。 があるのだとする価値観があるのかもしれない。少なくともミルのタイプの功利主義ならば、 かしここではもう少し好意的に解釈してみることにしよう。 われわれ人間は人生においてさまざまな偶然事に出会い、その中で成長していくことに価値 ひょっとすると上のような反発の背

だがこのことと、或る特定の遺伝子を持つことの関係がどのようなものであるかは明確でない。

な生物においても遺伝的な要因は一部でしかない。われわれ人間は遺伝的な素質と環境の双方の影響

え他 ある。 決断には常に慎重になり、 不確かで不十分な知識と予測をもとに、子ども自身が満足できるような教育その他を与えなければな を一切避けるべきだということにはならない。通常の子育てにおいても、 擁護する根拠の重要な一部となっている。しかしだからといって、 不完全だということを強調しており、 第三の解釈は、 一人の人生に関わる選択についてはなおさらである、ということだろう。これも功利主義とは全く ミルも、 われわれ の予測や推測の不確かさから言えるのは、われわれは一生を左右するような重大な れわれには常に誤謬の可能性があること、またわれわれが持っている知識 設計的な態度は予想しない悪い結果を生みだしてしまうかもしれないというもので 自分の判断の確かさを疑わねばならないということであり、子どもとはい これ が個人の生活の実験、 個人の自由と多様な個性の発展とを 親は子どものライフプランの 親は現状や将来に関しての はすべて

ように見える。しかしこのような親の理想像が、功利主義と矛盾するものだろうか。 このような見解には直観的に訴えるところがあり、それが先に挙げた論者たちの説得力を支えている がままに受け入れ、 ふつうの意味ではよい親ではない。たしかに一般に望ましい親は、 たとえば目や髪の色、 一四の解釈は、これは子どもに対する親の望ましい態度一般についての判断であるというものであ 相互の人間関係の中で、ともに成長していく親であるように思われる。 あるいは運動能力のような瑣末な点を理由に自分の子どもを愛さない親は、 霜田が言うように、子どもをある たしかに

# ★「よい親」についての直観の正当化

第一章で取り上げたヘアによる道徳思考の二層理論を受け入れれば、この点は次のように説明でき

るだろう。

け入れようとする親が、全体としておそらく子どもを幸せにするだろうし、また親自身も幸せになる そういう親は子どもを不幸にし、自身も不幸になるだろう。したがって子どもを「あるがままに」受 や髪の色が気に入らないからといってその子どもを受け入れられない親はなおさらよい親ではない。 な干渉や要求は子どもを萎縮させ自発性を失なわせ、自由な個性の発展を妨げることになる。また目 どもの個性の自由な発展を妨げ、それによって全体としての幸福の達成を阻害するからである。過剰 だけをさせ、他のさまざまな可能性を閉じてしまう親はたしかによい親ではない。それはまさに、子 は稀ではない。大リーグ選手になりたかった夢を自分が果たせなかったからといって、子どもに野球 もあるだろうが、多くは子ども自身の幸福を願ってのことであろう。 育や教養や趣味をさずけようとすることには、親の利己的な願望や身勝手な期待が含まれていること い親とは言えない。先にも述べたように、親の期待と、子ども自身のライフプランが葛藤を起すこと 子どもによりよい生活を送るための資質を与えたいという願いは理解しやすい。子どもに特定の教 しかしそのような要求や期待が大きすぎる親、子どもの人生に過剰に干渉してしまう親はあまりよ

そこでわれわれが「子どもをあるがままに受け入れる」態度を肯定し、過剰な干渉をよしとしない

164

強い嫌悪感を抱くことも功利主義的に推奨されるのである。

|観を持つことは、功利主義的に当然推奨されることであり、またそれに反するような態度に対して

直

うとする態度についてわれわれが嫌悪感を抱く十分な理由があるのであり、またそのような直観を持 ている。つまり功利主義の立場からしても、積極的に遺伝子を操作し、子どもの人生に強く介入しよ つことは現在のところ功利主義的に推奨されることなのである。 あるいはわれわれの「よい親」はどのような親であるかということに対する健全な直観に依存し のように見てくると設計的態度に対する不安は、おそらくわれわれの可謬性に対する健全な懸念

禁止を行なうには、その規制や禁止が、害を上回る効用をもたらすことが示されねばならないと功利 的・法的に禁止することはまた別の問題であることにも注意しておきたい。何らかの制度的 また「よい親」であることは望ましいことであるが、そのことと「悪い親」になることを一律に社会 実際に有望になったときには、その恐れや直観の一部は修正されるべきだと主張するかもしれない。 ただし功利主義者は、 われわれの知識と技術が現在よりもはるかに進歩し、 遺伝子改造の見込みが な規制

# 5 遺伝子操作の効用の再考

主義者ならば主張するだろう。

それでは、 遺伝子改良の研究は積極的に押し進められるべきなのだろうか。 私は本当の問題は、こ

つきやすく、おそらく女性にも魅力的に見えるだろうと言われている。それではもし安全で確実な遺 計画したとしよう。また現在の社会の男性グループの中では、身長が高い方が社会的に重要な役職に らの技術には本質的にコストやリスクに見合う社会的効用が見込めないことにあると思われる。 たとえば親が子どもにバスケットボール選手になって欲しいと願い、高身長の子どもを生むことを

伝子操作技術が可能になれば、この親は自分と子どもの幸福のために、子どもの身長が高くなるよう

操作するべきだろうか。

う解釈し、 にとって本当に重要であるかは、それぞれの個性の自由な発展の中でしかわからないのである。われ 左右する最も大きなキーポイントの一つである。うまくいけば八十年を越す人生のなかで、 スが主張しているように、たしかに自分の生活史と向き合い自己を理解し自己決定していくことはよ どう進みそれをどう理解するかを離れてあらかじめ判断できることではない。先の引用でハーバーマ たとしても、その性格特性がその人の人生にとってどういう意味を持つようになるかは、その人生が 才能や性格特性についても同様である。たとえば攻撃性や協調性について何らかの操作 で重職につけられがちであり、女性にモテることを耐えがたいほど面倒だと思うかもしれ んど考えられないと思う。その子どもはバスケットボールが好きにならないかもしれない。 私はこのような特徴が、その子どもの(そして親自身の)幸福に有効な意味で寄与することはほと 幸福、 どのような態度をとり、どうつきあっていくかを決定することもまた、 な生のための最大の要因の一つである。そして自分の所与の遺伝的な素質とその限界をど われ が わ 可能 n 集団 の人生を 他 の中

0)

遺伝子操作についてはなおさら慎重であるべきということになるだろう。

ミルも同意することだろうと思われる。 どのような人生が幸福という名に値するかはその人自身が発見していくしかない。 れが子どもの将来について判断することにはこのような本質的な不確実さがあり、 これにはおそらく その人にとって

あり、 う。どのような遺伝的性質を持っていようが、人びとが幸福に生きるためには自由と自 も金森の(1)と(2)を、人びとが幸福に生きるための基本的要素の一つとして喜んで認めるだろ 合性の保護を大原則だとしている[金森 二〇〇五、二五五頁]。ミルのタイプの功利主義者は少なくと 先に挙げた金森修は、(1)子どもの自由の保護、(2)子どもの自律性の保護、(3)子どもの統 それは遺伝的に何らかの人為的な設計が加わったとしても減じられるものでも、 減じられるべ 律が必要で

#### ★まとめ

が 功利主義の立場の中に十分おさまり、 る見解は功利主義と矛盾するものではないと思われる。遺伝子操作に対する反論の中で重要なものは しか検討することができなかった。しかしここまでのところ、賛成にしても反対にしても説得力 あ 遺伝子操作は非常に射程 る。 功利主義の観点からすれば、おそらく遺伝子治療の研究は慎重に進められるべきであり、 の広い問題であり、そのため今回は賛成、 功利主義的な説明のつかない反対意見はもっと明確にする必要 反対意見のそれぞれほ 2 0) 部

- (1)実際一九九九年には、ペンシルバニア大学でパーキンソン病の遺伝子治療の副作用によって少年の死者
- (2) ロールズ [一九七九]、井上 [一九九九] など。
- (3) もっとも、これから生みだす子どもにどの程度悪い影響を与えれば、その子どもに害を加えたことにな るのか、その子どもの権利を侵害したことになるのかという議論は、功利主義だけでなくほとんどの道徳理
- (4) 人間の尊厳についての議論は蔵田 [二〇〇二] などを参照

論にとって非常に重要な難問である。第五章の「非同一性問題」に関する議論を参照してほしい。

(5)非配偶者間人工受精によって生まれた子どもたちの精神的苦痛については、たとえばプロッツ[二〇〇

#### 五」を参照

(6)「統合性」について、金森は「或る種の調和、全体の纏りのようなものを意味している。……〈極度に高 そしてそもそもそれをわれわれが明確にできるのかどうかについて、今のところ私には見当がつかない。こ 豊かな感情や強い意志や繊細な共感能力などを欠いたまま、知性だけが突出して優れている人間をわれわれ かしこの「統合性」はかなり曖昧な概念である。私の解釈では、金森が指摘したいのはおそらく、たとえば しかし実際のところそういう「纏り」がどのようであれば本人にとっても社会にとっても望ましいものか、 は好ましい人間とはみなさないだろうし、本人にとっても不幸なことであろうということだと推測される。 い知性〉は、人間精神のこれまでの、かろうじての纏りを破壊し、解体する可能性を孕む」としている。し

関係について興味深い議論を提出しているので、興味のある読者は参照してほしい。

れと関連して、J・S・ミルは『自由論』第三章で、望ましい人格の発展における欲望と意志(自制心)の

(7) 他に倫理学理論にとって特に重要な議論として、遺伝子操作技術は貧富の差を拡大させるという議論が あるが、今回は扱うことができなかった。